

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

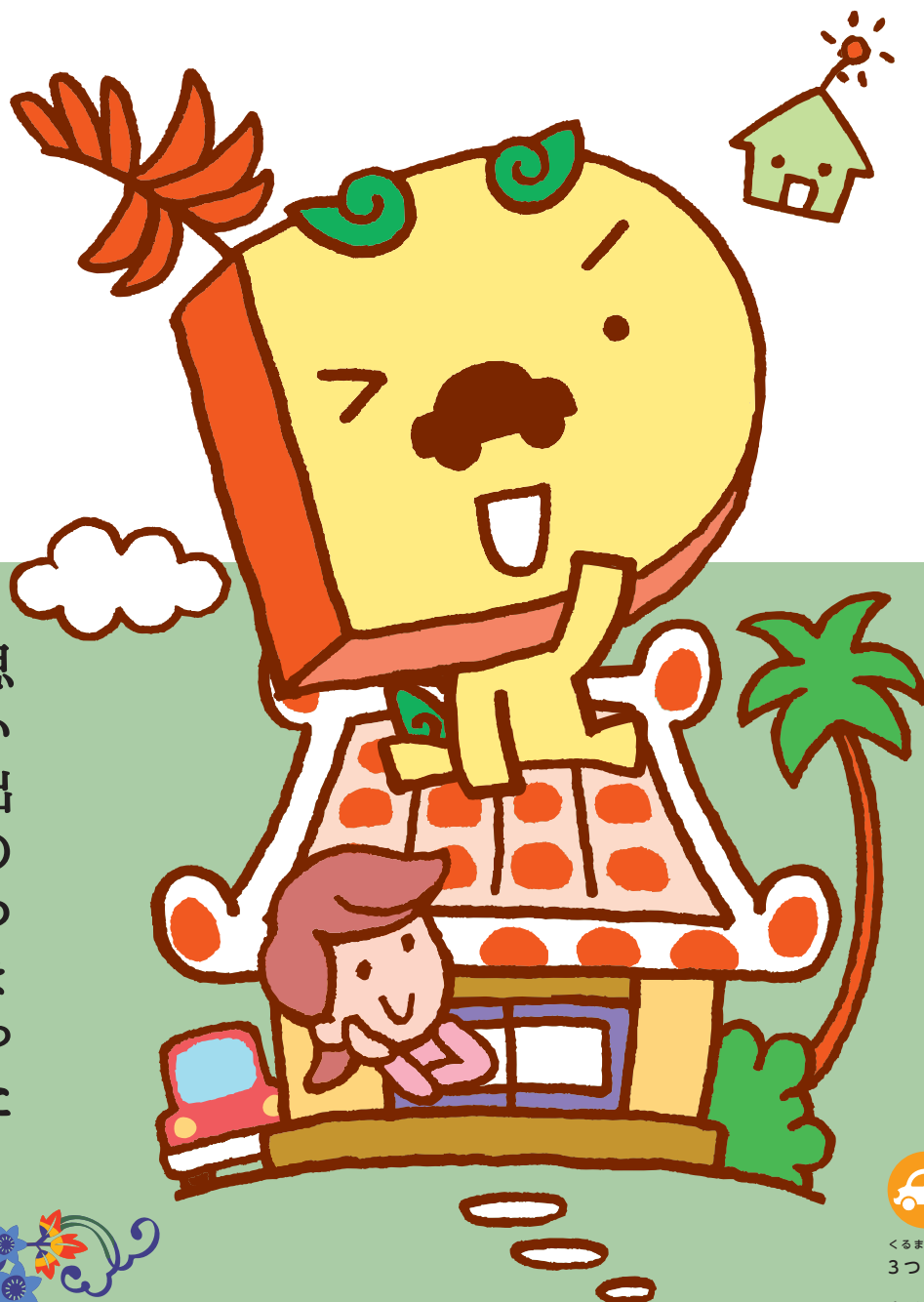
DAY-GO!

デイゴー

Daido Always by Your Side

すまいの保険

思い出のつまった
家を守るぞ。



くるまの保険



すまいの保険



けがの保険

3つのDAY-GO! 保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、お客さまとご家族を取り巻く様々なリスクからしっかりお守りし、あんしん・あんぜんをご提供いたします。

「DAY-GO! すまいの保険」は あなたの大切な住まいを あらゆるリスクから守ります！

ご契約までの5つのステップ

STEP1

保険の対象を
選択→P3

建物・家財またはその
両方のいずれかの中
から保険の対象を選
択します。

STEP2

補償プラン・
オプション特約の
選択→P5

お客様のニーズに
合わせて、補償プラン
とセットする特約を
選択します。

STEP3

保険金額の設定・
保険料決定までの
仕組み→P9

保険金額と保険料の
仕組みを説明してい
ます。お客様のご
要望に合わせた保険
金額や保険料削減策
を設定します。

STEP4

地震保険の確認
→P13

地震保険のセットの
有無を選択します。

STEP5

重要事項の
ご説明→P15

「DAY-GO! すまいの
保険」に関する重要事
項を説明しています。
ご契約前に必ずお読
みいただきます。

1 火災

【事故例】

- 火事で家が燃えてしまった。
- 隣家の消火活動に伴い、家が水浸しになってしまった。



2 落雷

【事故例】

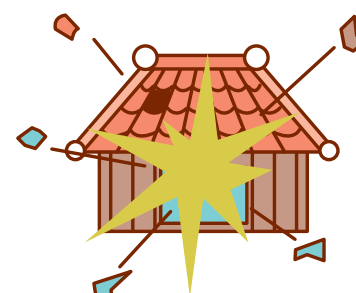
- 落雷の衝撃で家が壊れてしまった。
- 落雷の際の異常電流により家電製品が壊れてしまった。



3 破裂・爆発

【事故例】

- ガス漏れによってキッチンが爆発してしまった。
- ボイラーが爆発した際に、家が壊れてしまった。



4 風災・雹災・雪災

【事故例】

- 台風で窓ガラスが割れてしまった。
- 台風で屋根が壊れ、家の中が水浸しになってしまった。

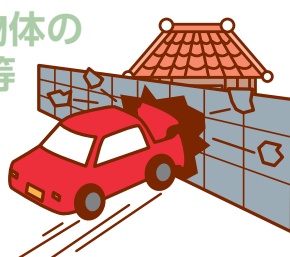


(注) 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪の場合における雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。なお、吹込みまたは雨漏り等による損害については、建物の外側の部分*が破損した場合にのみ補償します。
※外壁、屋根、開口部等をいいます。

5 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等

【事故例】

- 他人の車両が飛び込んできて家の壁が壊れてしまった。
- 野球ボールが飛んできて窓ガラスが割れてしまった。



6 給排水設備に生じた事故による水濡れ または他の戸室で生じた事故による水濡れ

【事故例】

- 水道管が破裂し、家の中が水浸しになってしまった。
- 他人の部屋の蛇口の閉め忘れが原因で、家が水浸しになってしまった。



(注) 水道管等の給排水設備自体に生じた損害は補償の対象外となります。

7 騒擾、集団行動、 労働争議に伴う暴力・破壊行為

【事故例】

- デモ隊と機動隊の衝突により、家の塀が壊れてしまった。



8 盗難

【事故例】

- 泥棒によって窓ガラスを割られ、現金や家財が盗まれてしまった。



(注) 家財の盗難については、保険の対象に家財を含む場合に補償します。

9 水災

【事故例】

- 大雨によって家が床上浸水してしまった。
- 集中豪雨による土砂崩れで家が壊れてしまった。



11 地震(地震保険)

☆DAY-GO! すまいの保険では、ご希望されない場合を除き地震保険をセットしてご契約いただきます。ただし、地震保険を単独でご契約いただくことはできませんのでご注意ください。

【事故例】

- 地震による衝撃で家が壊れてしまった。
- 地震による火災で家が燃えてしまった。
- 地震による津波・高潮で家と家財が流されてしまった。



○地震保険をご契約しない場合には、地震による倒壊等の損害だけでなく、地震による火災損害(地震による延焼・拡大損害を含みます。)についても保険金をお支払いできません。〔地震火災費用保険金〕はお支払いの対象となる場合があります。)

「DAY-GO! すまいの保険」は、居住用の建物とこれに収容される家財の補償、そして地震に関する損害とその他のあらゆるリスクもカバーするオプションがつけられる商品です。補償ニーズに合わせて、ワイド・スタンダード・エコノミーの3つのプランからお選びいただけます。一戸建て住宅、区分所有建物(分譲マンション等)だけでなく、店舗兼住宅等の併用住宅(注1)も対象となります(注2)。

また、保険の対象が区分所有建物(分譲マンション等)の専有部分の場合には、ドア・バルコニー・物入れ等の専用使用権付共用部分も含まれます(注3)。

(注1) 保険金額(ご契約金額)が10億円以上となる場合は保険の対象とすることはできません。

(注2) 新築中の共同住宅(マンション・アパート等)はこの保険の対象とすることができない場合があります。

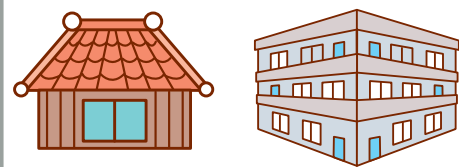
(注3) 共用部分のみを保険の対象とする場合は、「マンション管理組合プラン」でご契約いただけます。

☆建物と家財を合わせてご契約いただく場合には、共通のプランをお選びいただけます。

STEP1: 保険の対象を選択

リスクに応じて保険の対象をお選びください。

① 建物



一戸建て

マンション

② 家財



家具

家電製品

衣類

その他

③ 建物と家財の両方

※家財を保険の対象とする場合において、以下に掲げる物は保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 自動車^(注1)
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物^(注2)
- 業務用の設備・什器等
- 商品、製品等

(注1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

(注2) 建物内に収容されている生活用の通貨等または生活用の預貯金証書の盗難については一定額まで補償されます。
(1事故1敷地内あたり、通貨等は20万円、預貯金証書は200万円限度)

以下に掲げる物(明記物件)を保険の対象に含める場合は、保険契約申込書に明記してください。

- ① 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ② 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
※保険の対象に含める際には、見積書や領収書等の価額が把握できる客観的資料が必要となります。

❗ 上記の明記物件は、家財とは別に保険金額を時価で設定する必要があります。

実際に家の中を見渡してみましょう!

保険の対象となる家財には様々なものがあります。



保険の対象には家財も含めることをおすすめします!

理由
その1

家具や電化製品、衣類等の家財を補償するのは保険の対象に家財が含まれている場合のみです! ご注意ください!



建物の火災保険に入っていれば、建物に収容されている家財も補償してもらえと思っていたわ。



建物と家財の両方を保険の対象とした場合



建物のみを保険の対象とした場合



理由
その2

建物と家財を合わせてご契約することで「建物・家財セット割引」が適用され、保険料がお安くなります!

一緒に契約するとお得なのね!



建 物



家 財



建物と家財を一保険契約申込書で契約すると、家財の保険料に対して2%割引します(建物・家財セット割引)。

理由
その3

私が住んでいる住宅はそれほど広くないので、家財はあまり置いてないわ。家財も保険に加入する必要があるのかしら。



事故が起こった場合に、家財を新たに買い揃えると、思った以上に高額になります!



家財には、家具類、衣類、寝具類、家電製品をはじめ、ボールペンやコップに至るまで、様々なものがあります。

たとえば、50㎡(約30畳)未満の住宅(所有)の場合、標準的な再取得価額(新価)は約510万円にもなります。

ぜひ、この機会にご加入をご検討ください。



以下の順で説明します

STEP1

保険の対象

STEP2

補償プラン・オプション特約

STEP3

保険金額の設定・保険料決定までの仕組み

STEP4

地震保険

STEP5

重要事項説明書

STEP2: 補償プラン・オプション特約の選択

1. 補償プランの選択

「建物・家財」が損害を受けてしまったときの補償

建物・家財の補償対象となる事故の範囲を以下のタイプからご選択ください。

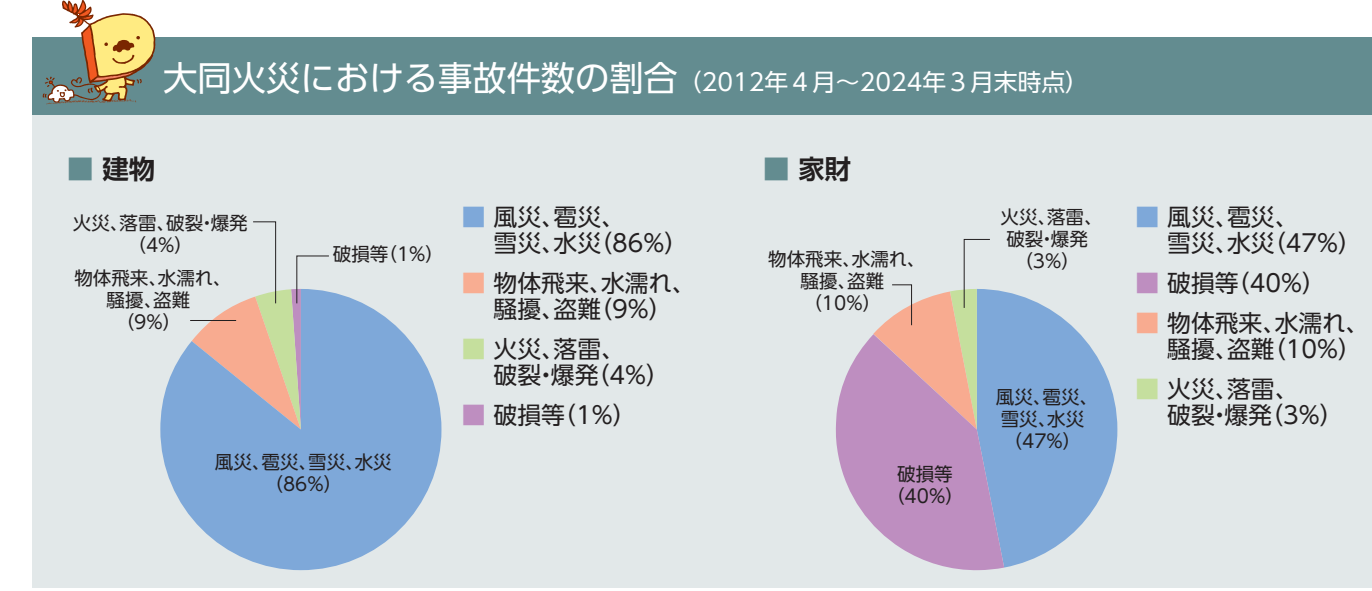
補償リスク	補償プラン ^(注1)	建 物 (事故例)	家 財 (事故例)	基本となる補償<補償プラン> ^(注1)			すべてのリスク共通の 免責金額(自己負担額)
				ワイド	スタンダード	エコミー	
①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 リスク		○住宅から火災が発生し、 住宅と倉庫が全焼した。	○落雷があり、テレビ、 パソコンが破損した。	○	○	○	損害 保険金 = 損害額 - 免責金額 (自己負担額) →P17 免責金額(自己負担額)を 以下から選択します。 0円^(注2) 5千円 1万円 3万円 5万円 10万円 20万円 高 保険料 低
④風、雹、雪災 リスク		○台風で雨戸が飛ばされ、 窓ガラスが破損した。	○台風により窓ガラスが割れ、 家財が濡れて損害が出た。	○	○	○	
⑤物体飛来 ⑥水濡れ ⑦騒擾 ⑧盗難 リスク		○野球ボールが飛んできて窓 ガラスが割れてしまった。	○住宅に泥棒が入り、 絵画や宝石類などの 盗難にあった。	○	○	×	
⑨水災 リスク ^(注3)		○大雨によって家が床上浸水 してしまった。	○豪雨による床下浸水で家 具や家電が破損した。	○ ^(注4)	○ ^(注4)	×	
⑩その他不測かつ 突発的なリスク ^(注5)		○転んだ弾みで窓ガラスを 割ってしまった。	○テレビを移動する際に 誤って落とし破損した。	○	×	×	

(注1) 補償リスクが火災、落雷、破裂・爆発リスクのみに限定されるプランもございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご確認ください。
(注2) 0円を選択した場合でも、その他不測かつ突発的なリスクについては免責金額(自己負担額)が5千円となります。
(注3) 建物においては市町村別に料率が異なります。お住まいの市町村の水災リスクに関する詳細は、損害保険料率算出機構ホームページよりご確認ください。
(注4) 水災リスクについては、補償対象外とするプランもございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご確認ください。
(注5) 家財に対しては、その他不測かつ突発的なリスクについて別途1事故あたりの支払限度額を、10万円、30万円、50万円から選択して設定していただきます。

⑪ 地震保険
→P13

「DAY-GO! すまいの保険」だけでは地震による倒壊等の損害だけでなく、地震による火災損害(地震による延焼・拡大を含みます。)、噴火、津波による損害も補償の対象外となります。地震保険へのセット加入をおすすめします。





事故の際には、損害保険金だけでなく、
様々な費用保険金もお支払いいたします。

残存物取片づけ 費用保険金	損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いいたします。
修理付帯 費用保険金	損害が生じた保険の対象を復旧するために要した下記の費用をお支払いいたします。 ①損害を受けた保険の対象を復旧するために要する原因調査費用 ②保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間 ^(注1) を超える期間に対応する費用を除きます。 ③損害を受けた保険の対象の仮修理費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のため取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。 ④損害を受けた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用 ^(注2) および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用 (注1) 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。 (注2) 保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額を除きます。
損害防止費用 保険金	損害の防止または軽減のために支出した下記の費用をお支払いいたします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物 ^(注1) の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または機材にかかわる費用 ^(注2) (注1) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。 (注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

⚠ 保険金をお支払い
できない主な事故例

 **ご契約者、被保険者等の故意**
ご契約者、被保険者または被保険者の同居の親族がわざと起こした事故による損害

 **地震、噴火が原因の火災**
地震、噴火またはこれらによる津波が原因で発生した火災、損壊、流失などの損害
「地震保険」にご加入いただくことにより、補償の対象となります。

 **屋外にある家財の盗難**
保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難

 **自然の消耗もしくは劣化、さび、かび**
保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、変色、さび、かび、腐敗等によって生じた損害

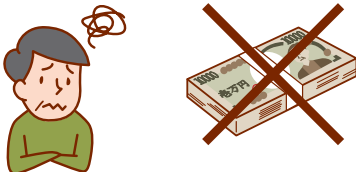
 **戦争、外国の武力行使**
戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変・暴動による損害

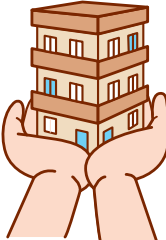
 **火災などにより自動車^(注)に生じた損害**
自動車^(注)は保険の対象にはなりません。
(注) 原動機付自転車は保険の対象となります。

STEP2: 補償プラン・オプション特約の選択

2. オプション特約の選択

基本補償にプラスして、様々なリスクに備えるためのオプション特約をご用意しております。お客さまのリスクの状況やニーズに合わせて、ぜひセットすることをご検討ください。

	No	特約名称	保険金をお支払いする主な場合等(支払限度額・免責金額)
費用に関する特約	1	罹災時諸費用補償特約 (補償危険限定型) 	火災、落雷、破裂・爆発または水災 ^(注) により、損害保険金が支払われる場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に必要な費用として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、下記支払限度額を限度とします。 ・支払限度額: 100万円 ・免責金額: なし (注) 以下の事故による損害は補償対象外ですのでご注意ください。 「風災・雹災・雪災」「物体飛来」「水濡れ」「騒擾」「盗難」「破損等」 建物が全損になった場合の登記費用としても活躍します！
	2	類焼損害補償特約 	保険の対象である建物や家財から発生した火災、破裂または爆発によって近所の住宅・家財 ^(注) が類焼した場合に保険金をお支払いします。 (注)「類焼補償対象物」に含まれない主なもの ○店舗建物(店舗兼住宅など、一部居住の用に供する建物(併用住宅)は含みません。) ○営業用の貸別荘 ○保険の対象である建物・家財、保険の対象である家財を収容する建物または保険の対象である建物に収容される家財 ○通貨、有価証券・預貯金証書や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石等の明記物件 ○国、地方公共団体等が所有する建物 ○商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置等事業を営むために使用されるものなど ・支払限度額: 1億円 ・免責金額: なし ※この特約は、日常生活賠償責任特約等と併せてセットします。
	3	借用住宅修理費用補償特約 	火災、風災、盗難等の事故 ^(注) により借用建物に損害が生じ、賃貸契約に基づきこれを自己の費用で修復した場合に保険金をお支払いします。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害によって、借用建物の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。 ・支払限度額: 300万円 ・免責金額: 3,000円 (注) 以下の事故による損害は補償対象外ですのでご注意ください。 「水災」「破損等」
	4	ドアロック交換費用補償特約 	日本国内において、保険証券記載の建物のドアのかぎが盗まれた場合に、ドアの錠の交換に必要な費用保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 3万円 ・免責金額: なし
	5	建物臨時賃借費用補償特約 	保険の対象が建物の場合で、当該建物に再取得価額の20%以上の損害が発生し、臨時に賃貸住宅や宿泊施設を利用する場合に必要な費用をお支払いします。 ・支払限度額: 1ヶ月あたり10万円まで、6ヶ月限度 ・免責金額: なし
	6	家賃補償特約 (賃貸建物オーナー向け) 	火災、落雷、破裂・爆発、物体衝突や水濡れまたは騒擾等の暴力・破壊行為 ^(注1) により保険の対象である賃貸建物が損害を受け、その結果家賃収入が得られなくなった場合の損失に対して保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 家賃月額 ^(注2) ・免責金額: なし (注1) 以下の事故による損害によって生じた損失は補償対象外ですのでご注意ください。 「風災・雹災・雪災」「水災」「盗難」「破損等」 (注2) 水道、ガス、電気等の使用料金、敷金、礼金等の一時金や賄料は含みません。

	No	特約名称	保険金をお支払いする主な場合等(支払限度額・免責金額)
損害賠償に関する特約	7	日常生活賠償責任特約 示談交渉サービス付 	住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人にケガをさせたこと、他人のモノを壊してしまったこと、または電車を運行不能にさせたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ※被保険者の範囲は次のいずれかに該当する者をいいます。 (1)本人(保険契約申込書上で指定する必要があります。) (2)本人の配偶者 ^(注) (3)本人またはその配偶者 ^(注) の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。) (4)本人またはその配偶者 ^(注) の別居の未婚(婚姻歴がないことをいいます。)の子 (5)(1)から(4)までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。 ・支払限度額: 選択方式(1,000万円・3,000万円・5,000万円・1億円) ・免責金額: なし (注) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。 ※法律上の損害賠償が発生した場合は、被保険者のお申し出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合や損害賠償求権者が弊社との交渉に同意しない場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合等、条件によっては示談交渉をお引受けできない場合がありますのでご注意ください。
	8	日常生活賠償責任保険包括契約 (アパートオーナー向け) 示談交渉サービス付 	居住用戸室の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人にケガをさせたこと、他人のモノを壊してしまったこと、または電車を運行不能にさせたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ※被保険者の範囲は次のいずれかに該当する者をいいます。 (1)居住用戸室に居住している者 (2)居住用戸室に居住している者の配偶者 ^(注) (3)居住用戸室に居住している者またはその配偶者 ^(注) の別居の未婚(婚姻歴がないことをいいます。)の子 (4)居住用戸室を所有、使用または管理している者で、居住用戸室に居住していない者 (5)(1)から(4)までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。 ・支払限度額: 選択方式(1,000万円・3,000万円・5,000万円・1億円) ・免責金額: なし (注) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。 ※法律上の損害賠償が発生した場合は、被保険者のお申し出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合や損害賠償求権者が弊社との交渉に同意しない場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合等、条件によっては示談交渉をお引受けできない場合がありますのでご注意ください。
	9	借家人賠償責任拡張補償特約 	被保険者の責めに帰すべき事由による火災、破裂または爆発、給排水設備の使用・管理に起因する漏水等による水濡れ、盗難の事故 ^(注) によって、借用户室が損壊した場合に、被保険者が借用户室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害賠償金額を保険金としてお支払いします。 ・支払限度額: M・T構造: 400万円～ H構造: 300万円～ ・免責金額: なし (注) 以下の事故による損害は補償対象外ですのでご注意ください。 「落雷」「風災・雹災・雪災」「物体飛来」「騒擾」「水災」「破損等」
	10	施設賠償責任補償特約 	施設の所有、使用または管理に起因し、または仕事の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の物に損害を与えた場合で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 選択方式(1,000万円・3,000万円・5,000万円・1億円・3億円・5億円) ・免責金額: なし
自動セット	11	地震火災費用補償特約 【自動セット】 	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象が建物である場合は、当該建物が再取得価額(新価)の20%以上の損害を受けたとき、保険の対象が家財である場合は、当該家財を収容する建物が再取得価額(新価)の20%以上の損害を受けたときまたは家財が再取得価額(新価)の80%以上の損害を受けたときに保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 保険金額の5%または300万円のいずれか低い額 ・免責金額: なし

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた損害
- 保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(ただし、上記11の地震火災費用保険金は除きます。)
- 核燃料物質に起因する事故によって生じた損害
- 保険期間(ご契約期間)が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害

- 損害賠償について特別な約定があるために加重された責任を負担することによる損害
- 事故の際における保険の対象の紛失または盗難

特約の重複補償について

日常生活賠償責任特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険商品(火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご覧ください。



以下の順で説明します

STEP1 保険の対象

STEP2 補償プラン・オプション特約

STEP3 保険金額の設定・保険料決定までの仕組み

STEP4 地震保険

STEP5 重要事項説明書

STEP 3 : 保険金額の設定 保険料決定までの仕組み

1. 保険金額の設定 建物保険金額

保険金額(ご契約金額)を決定するための基準として、弊社では以下の方法で建物の評価額を算出しています。^(注1)

パターン①再取得価額(新価)の場合

【建物の建築費用がわかる場合】

評価額=建築費用×経過年数に応じた物価変動係数^(注2)

【建物の建築費用がわからない場合】

評価額=弊社基準の1㎡あたりの単価^(注2)×延床面積(㎡)

算出した評価額に約定付保割合 (100%、80%、70%、60%、50%、40%、30%)^(注3)を乗じた額を保険金額として設定することもできます。



パターン②時価額の場合

再取得価額(新価)に経年減価率を乗じ、評価額を算出します

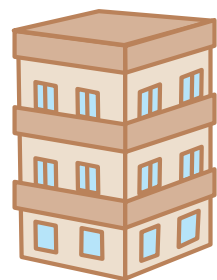
評価額=評価額(再取得価額(新価))×{100%-(経年減価率×経過年数)}

(注1) この評価基準は、標準的な建物进行评估するための目安となります。お客さまのお住まいの状況に応じ、適宜調整します。

(注2) 建設工事費デフレーターおよび建築着工統計調査等の政府統計を基に算出を行っております。

(注3) 約定付保割合とは、保険の対象の評価額に対してどの程度保険を付けるかを決めた割合をいいます。

マンションなどの戸室の場合



○専有部分(戸室)の評価は新価基準によって行います。

○ご希望に応じて、共用部分の持分割合を専有部分に含めて保険の対象とすることができます。ただし、共用部分は管理組合が一括して火災保険に加入していることが一般的ですのでご注意ください。

○購入金額には【専有部分】【建物共用部分の持分割合】【土地の持分割合】が含まれていますので、評価額と購入金額との違いにご注意ください。

⚠ 保険金額は十分な補償を受けられるように設定しましょう！



建物における保険金額は

再取得価額(新価)で設定することをおすすめします！！

これにより建物が全焼、崩壊した場合でも損害保険金で建物を再築、または再購入することができます。

再取得価額5,000万円、時価額3,000万円の建物の場合

〈保険金額を再取得価額(新価):5,000万円で設定〉

火災により建物が全焼

再築にかかる費用
5,000万円

再築にかかる費用
全額を補償！



〈保険金額を時価額:3,000万円で設定〉

火災により建物が全焼

再築にかかる費用
5,000万円

時価額分3,000万円
のみの補償^(注)
再築にかかる費用す
べてを補償できない



(注) 事故発生時において時価額が異なる場合には、支払われる保険金の額が異なることがあります。

家財保険金額

- ・ご希望に応じて1口単位(1口:50万円)で保険金額を設定します。
- ・所有している家財の金額がご不明の場合は下表(家財保険金額の目安)をご参照ください。

家財評価額の目安

■ 再取得価額(新価)用

〈単位:万円〉

形態\床面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上
所有	510	800	1,050	1,280	1,640
賃貸	340	540	700	810	980

※他の保険契約等がご契約されていないか必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した保険金額が再取得価額を超える場合、超過部分については保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなる場合があります。



以下の順で
説明します

STEP1

保険の
対象

STEP2

補償
プラン・
オプション
特約

STEP3

保険
金額の設定・
保険料決定
までの仕組み

STEP4

地震
保険

STEP5

重要
事項説明書

STEP 3 :
保険金額の設定・
保険料決定までの仕組み

2. 保険料決定までの仕組み
「DAY-GO! すまいの保険」の保険料は保険金額、保険期間、
建物の所在地・面積・構造等によって決まります。

物件の種類の確認

「専用住宅」または「併用住宅」が対象となります。

専用住宅



住居のみに使用する建物をいいます。

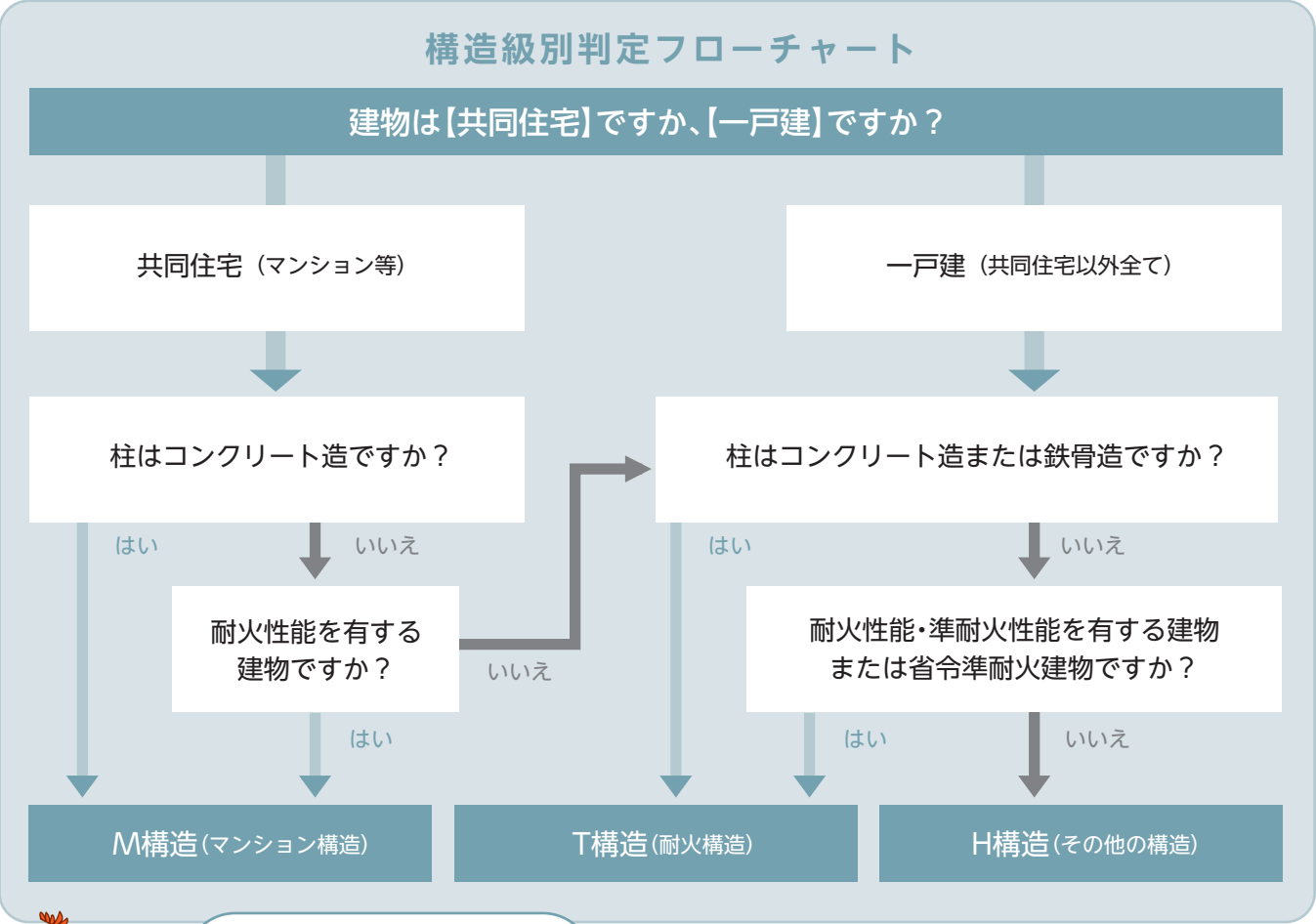
併用住宅



住居として使用するとともに、店舗や事務所等の
事業にも使用する建物をいいます。
※用途(事業等の内容)に応じてご契約時に必ず職
作業区分を選択していただきます。

構造級別の確認

建物の構造級別は「柱」の種類や建物全体の「耐火性能」を確認し、以下フローチャートに従って判定します。



築年数が10年未満の建物は
保険料がお安くなります！

保険料の節減方法



ご契約条件を見直すことで保険料を
節減することができます。

※詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

○補償内容の縮小は万が一の事故の際のお客さまの自己負担額の増加に繋がるため、
ご自身のリスクを踏まえ、現在の補償内容との違いを十分にご確認いただいた上
で、ご検討くださるようお願いいたします。

節減方法	詳細	安い ← 保険料 → 高い
補償プランの選択	お客さまのご要望に合った補償プランからお選びいただくことで、保険料を抑えることができます。	エコノミー ← スタンダード → ワイド
約定付保割合の設定	約定付保割合を100%、80%、70%、60%、50%、40%、30%の中から設定することで保険料を抑えることができます。	30% ← 100%
免責金額の設定	免責金額(自己負担額)を20万円、10万円、5万円、3万円、1万円、5千円、0円の中から設定することで保険料を抑えることができます。	20万円 ← 0円
罹災時諸費用補償特約(補償危険限定型)のセット	事故時に臨時に発生する費用をお支払いする特約ですが、この特約をセットしないことで保険料を抑えることができます。	なし または あり
水災支払限度額変更特約(損害割合30%以上のみ実損払方式)のセット	水災支払限度額変更特約(損害割合30%以上のみ実損払方式)により、水災事故の際にお支払いする保険金を縮小することで保険料を抑えることができます。	あり または なし
建物・家財セット割引	建物と家財をセットで契約すると、家財の保険料を2%割引します。建物・家財を別々で契約するより保険料を抑えることができます。	セットで契約 または 別々で契約



以下の順で説明します

STEP1
保険の対象

STEP2
補償プラン・オプション・特約

STEP3
保険金額の設定・保険料決定までの仕組み

STEP4
地震保険

STEP5
重要事項説明書

「地震」によって損害を受けてしまったときの補償

DAY-GO! すまいの保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。
大切なお住まい・家財の地震への備えもお忘れなく！（ご希望されない場合を除きセットされます。）

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波による損害を補償いたします。

地震による
倒壊



地震による
火災



地震による
津波



地震保険の対象は・・・

- (1) 居住用の建物（住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。）
- (2) 居住用建物に収容されている家財^(注)

(注) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれません。

保険金額の設定

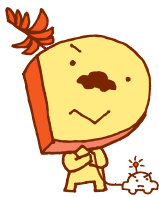
地震保険の保険金額は、セットでご契約いただく**DAY-GO! すまいの保険**の保険金額の30%～50%の範囲内でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。

※1 地震保険を単独で契約することはできません。なお、保険期間の途中から地震保険を追加することも可能です。

※2 他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

※3 2世帯以上が居住する共同住宅（マンション・アパート等）の場合は、世帯（戸）数に5,000万円を乗じた合計金額を建物の限度額とすることができます。また、分譲マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

Q&A 地震保険



Q 火災保険では、なぜ地震による火災を補償していないのですか？

A 大規模地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく大きなものとなります。このため、火災保険で想定していない大規模な火災損害が発生することから、火災保険の補償からは除外して、政府のバックアップのある地震保険で対応することとしています。

Q 地震保険は、なぜ火災保険の保険金額の50%までしか契約できないのですか？

A 巨大地震が発生した場合でも保険金のお支払いに支障をきたさない範囲内での引受けとするため、火災保険の保険金額の50%までとしています。また、これは（被災物件の完全復旧ではなく）被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨にも合致しています。

1. 保険金をお支払いする場合

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象である建物または家財に生じた損害が、全損、大半損、小半損または一部損となった場合に保険金をお支払いします。

※「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準^(注)」に従って行います。

損害の程度	建物	家財	お支払いする保険金の額
全 損	基礎・屋根・柱等の損害額が建物の時価額の 50%以上 焼失もしくは流出した部分の床面積が 70%以上	家財の損害額が家財の時価額の 80%以上	ご契約金額の 100% (時価額が限度)
大半損	基礎・屋根・柱等の損害額が建物の時価額の 40%以上50%未満 焼失もしくは流出した部分の床面積が 50%以上70%未満	家財の損害額が家財の時価額の 60%以上80%未満	ご契約金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	基礎・屋根・柱等の損害額が建物の時価額の 20%以上40%未満 焼失もしくは流出した部分の床面積が 20%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の 30%以上60%未満	ご契約金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	基礎・屋根・柱等の損害額が建物の時価額の 3%以上20%未満 床上浸水もしくは地盤面から 45cmを超える浸水	家財の損害額が家財の時価額の 10%以上30%未満	ご契約金額の 5% (時価額の5%が限度)

(注) 地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために、一般社団法人 日本損害保険協会が制定した損害認定基準です。

2. 保険金をお支払いしない主な場合

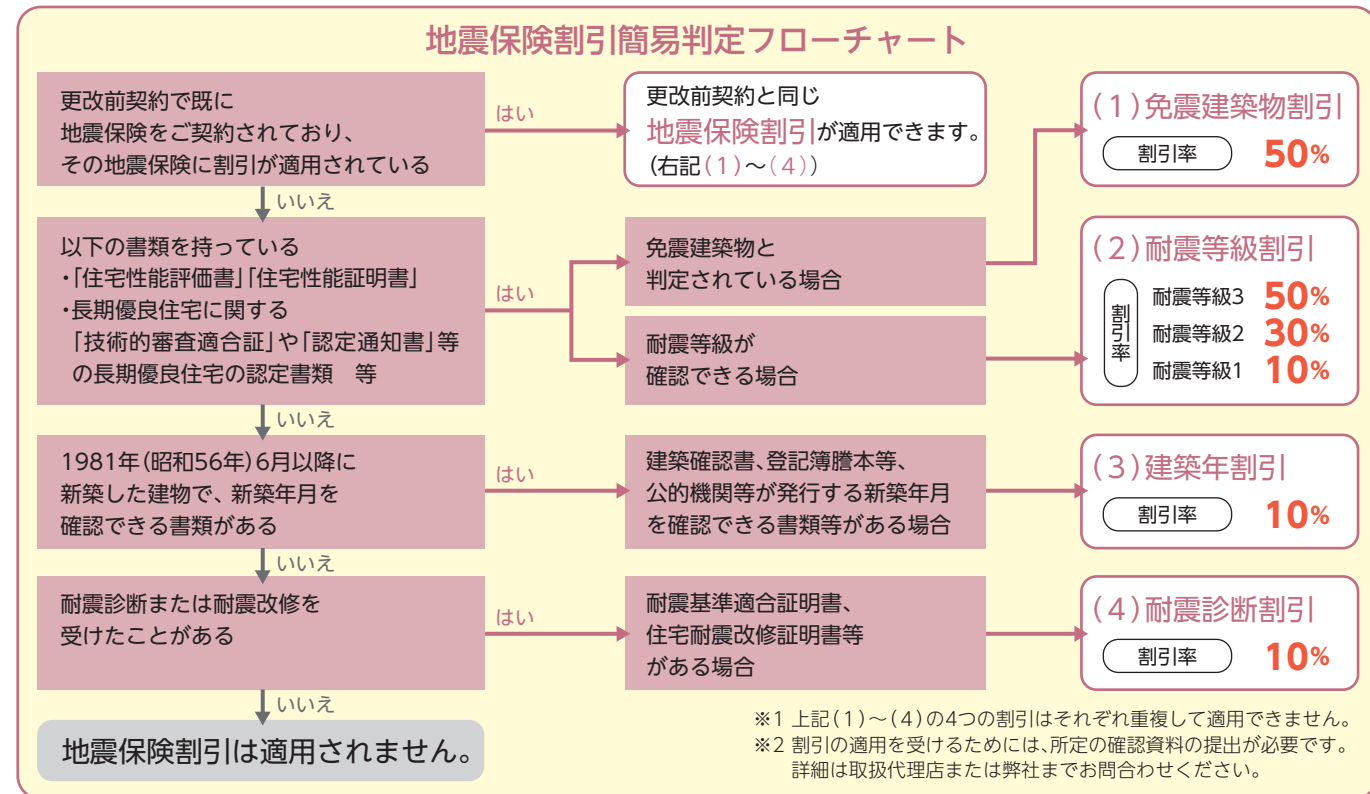
- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

等

3. 保険料割引制度

地震保険は、所定の確認資料のご提出により、建物の免振・耐震性能等に応じた、割引を適用できる場合があります。

以下の「地震保険割引簡易判定フローチャート」を使って割引をご確認ください。



割引名(割引率)	割引適用条件	必要な確認資料 ^(注1)
(1) 免震建築物割引 (50%)	免震建築物 ^(注2) に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関 ^(注3) により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類 ^(注4) ^(注5) 例) 「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「長期使用構造等である旨の確認書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等
(2) 耐震等級割引 (等級3:50%) (等級2:30%) (等級1:10%)	耐震等級 ^(注2) を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書 ^(注4) 例) フラット35Sの適合証明書 等 ③a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類およびb.「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類 ^(注5) 例) a.: 「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 等
(3) 建築年割引 (10%)	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例) 「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 等 ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」、「建物引渡証明書」等
(4) 耐震診断割引 (10%)	1981年(昭和56年)5月以前に新築された建物で、耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例) 「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 等

(注1) 代表的な確認資料となりますので、詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(注2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

(注3) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

(注4) 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注5) 「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合や「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。

4. 地震保険料控除について

地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となります^(注)。

DAY-GO! すまいの保険の基本保険料については保険料控除の対象となりません。

(注) 地震保険料控除の対象となるのは、控除対象年月の1月～12月までに払込みいただいた地震保険料です。

	所得税(国税)	個人住民税(地方税)
所得控除限度額	最高5万円	最高2万5千円
控除対象保険料	払込地震保険料の全額	払込地震保険料の半額



以下の順で
説明します

STEP1

保険の対象

STEP2

補償プラン・
オプション・
特約

STEP3

保険金額の設定・
保険料決定までの仕組み

STEP4

地震保険

STEP5

重要事項説明書



DAY-GO! すまいの保険

2024年10月1日以降保険始期用

重要事項説明書

※保険契約申込書への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、DAY-GO! すまいの保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

- 契約概要
- 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報
- ご契約に関して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款**・**特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（約款）」に記載しています。必要に応じて弊社ホームページの Web 約款をご参照いただくか、取扱代理店または弊社にご請求ください。

このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款）」に記載されています。

※「ご契約のしおり（約款）」は、ご契約時に Web 約款ではなく冊子型を選択された場合、保険証券とともにお届けします。
※ご契約時に Web 証券をご選択いただいた場合、保険証券はお届けしませんので、弊社ホームページから「マイページ」にログインのうえ、ご確認ください。

▶ **保険契約者**と**記名被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の事項を、**記名被保険者**の方に必ずご説明ください。

用語のご説明	「ご契約のしおり（約款）」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。 保険期間、損害、免責金額、建物、敷地内
--------	---

約款	普通保険約款 …… 基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。 特約 …… オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険契約者 …… 弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。 被保険者 …… 保険契約により補償を受けられる方をいいます。 記名被保険者 …… 保険証券記載の被保険者をいいます。 保険の対象 …… 保険契約により補償される物をいいます。
保険金	保険金 …… 普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額 …… 保険契約により補償される損害が発生した場合に弊社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	保険料 …… 保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	親族 …… 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 居住用建物 …… 建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物。また、常時居住の用に供しうる状態にある建物（別荘等）で、家財が常時備えられている建物を含みます。 明記物件 …… 明記物件とは次に掲げるものをいいます。 (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品で、1 個または 1 組の価額が 30 万円を超えるもの (2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 再取得価額 …… 損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。 他の保険契約等 …… この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 時価額 …… 保険の対象の再取得価額から使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。 危険 …… 損害の発生の可能性をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

① 商品の名称

契約概要

DAY-GO! すまいの保険（住宅生活総合保険）

② 商品の仕組み

契約概要

○：補償の対象 ✕：補償の対象外

基本となる補償（補償プラン）、自動的にセットされる特約（自動セット特約）、セットすることができる特約（任意セット特約）は次のとおりです。

建物や家財の補償	補償プラン ^(注1)	基本となる補償〈補償プラン〉 ^(注1)		
	補償リスク	ワイド	スタンダード	エコノミー
	火災、落雷、破裂・爆発リスク 	○	○	○
	風、雹、雪災リスク 	○	○	○
	盗難、水濡れ、物体飛来、騒擾リスク 	○	○	✕
	水災リスク 	○ ^(注2)	○ ^(注2)	✕
	その他不測かつ突発的なリスク 	○	✕	✕
地震保険 (原則自動セット) 地震保険をご希望されない場合は、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」にフルネームでご署名（法人の場合はご捺印）ください。				

（注1）補償リスクが火災、落雷、破裂・爆発リスクのみに限定されるプランもございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご確認ください。

（注2）水災リスクについては、補償対象外とするプランもございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご確認ください。

費用の補償	主な自動的にセットされる特約 (自動セット特約)	主な「セットすることができる特約」 (任意セット特約)			
	地震火災費用補償特約	罹災時諸費用補償特約 (補償危険限定型)	類焼損害補償特約	家賃補償特約	借用住宅修理費用補償特約
賠償の補償		日常生活賠償責任特約	日常生活賠償責任 保険包括契約に関する特約	借家人賠償責任拡張補償特約	施設賠償責任補償特約

(2) 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定方法等

① 保険の対象

契約概要

保険の対象は、「**居住用建物**」（専用住宅・併用住宅）^(注1)または「**家財**」^(注2)^(注3)です。

（注1）以下のa.～d.は、保険契約申込書記載の建物が所在する敷地内に設置されていて、**記名被保険者**の所有する物であれば、**保険の対象**に含まれます。

a.畳、建具、建物設備（建物に定着している電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備） b.建物の基礎
c.物置、車庫その他の付属建物（床面積が66㎡未満のもの） d.付属屋外設備・装置等

（注2）物置、車庫その他の付属建物で、床面積が66㎡未満のものが保険証券記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。

（注3）貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で 1 個または 1 組の価額が30万円を超えるもの（**明記物件**）を**保険の対象**に含める場合には、必ず保険契約申込書に明記してください。建物に収容されるすべての家財が**保険の対象**である場合には、これらが明記されていないときも、**保険の対象**として取り扱いますが、**保険金**のお支払いは30万円が限度となります。



以下の順で説明します

STEP1

保険の対象

STEP2

補償プラン・オプション特約

STEP3

保険金額の設定・保険料決定までの仕組み

STEP4

地震保険

STEP5

重要事項説明書



以下の順で説明します

STEP1

保険の対象

STEP2

補償プラン・オプション・特約

STEP3

保険金額の設定・保険料決定までの仕組み

STEP4

地震保険

STEP5

重要事項説明書

家財を**保険の対象**とする場合でも、次のものは**保険の対象**に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません。

①自動車^(注1)

②通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの^(注2)

③業務用の設備・什器等^(注3)

④商品・製品等^(注4)

(注1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

(注2) 盗難に限り、生活用の通貨等および預貯金証書も**保険の対象**に含まれます。

(注3) 設備、装置、機械、器具、工具等をいいます。

(注4) 商品、原料、材料、仕掛品等をいいます。

②基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償(補償プラン)を構成する事故の概要および**保険金**をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは**普通保険約款・特約**をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いしない主な場合
① 火災、落雷、破裂・爆発	火災(消防活動による水濡れを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。	●風、雨、雪、雹、砂塵 ^{ひょう} その他これらに類するものの吹込み(建物の外側の部分 ^(注) が破損している場合を除きます。) や漏入等による損害 (注) 外壁、屋根、開口部等をいいます。
② 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪の場合における雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)	●置き忘れまたは紛失による損害 ●建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害 ● 保険契約者、被保険者 または 保険金 を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害 ● 被保険者 と同居の 親族 または 保険の対象 の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 ● 保険の対象 の瑕疵によって生じた損害 ● 保険の対象 の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
③ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、 保険の対象 に 再取得価額 の30%以上の損害が生じた場合、または床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。	●すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損(保険の対象 の機能に支障をきたさない損害) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ^(注)
④ 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。	●核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害
⑤ 水濡れ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水濡れをいいます。	※不測かつ突発的な事故による破損等については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても 保険金 をお支払いしません。 ●電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害 ●電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ● 保険の対象 に対する加工(建築、増築、改築含む)、修理、清掃または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ●楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡等に生じた損害 ●携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等およびこれらの付属品に生じた損害 ●自転車、原動機付自転車、サーフボード、ラジコン模型等およびこれらの付属品に生じた損害等
⑥ 物体飛来	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。	
⑦ 騒擾	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。	
⑧ 不測かつ突発的な事故による破損等	①から⑦まで以外の不測かつ突発的な事故をいいます。	

次のような場合にも保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 設計書・図案、帳簿等につき保険契約申込書に明記しなかったものに生じた損害

(注)生活用の貴金属・宝石等で1個または1組の価額が30万円を超える「明記物件」を保険の対象に含める場合には、必ず保険契約申込書に明記してください。建物に収容されるすべての家財を保険の対象としている場合には、「明記物件特約(貴金属・宝石等の明記物件に関する取扱い)」により、保険証券に明記されていないときも保険の対象として取扱いますが、保険金のお支払いが30万円限度となりますのでご注意ください(保険契約申込書に明記した場合には時価額を限度に保険金をお支払いします。ただし、盗難の事故の場合は100万円限度となります。)

●損害額が保険証券記載の免責金額に満たない場合の損害 等

③お支払いする損害保険金の額 契約概要 注意喚起情報

保険の対象	支払保険金の額
建物・家財	損害保険金 = 損害額 ^(注1) - 免責金額(自己負担額) ^(注2) (注1) 損害額 = 修理費 ^(注3) - 修理に伴う残存物がある場合はその価額 (注2) 保険の対象 ごとに適用されます。 (注3) 損害が生じた地および時において、構造、型、能力等を同一の状態にするための費用をいいます。また、盗難による損害の場合で、盗難された 保険の対象 を回収することができたときは、回収のために支出した必要な費用を修理費に含めます。

※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を**保険金**としてお支払いする場合があります。また、上記以外に**特約**や事故の種類によって支払限度額や免責金額(自己負担額)が異なる場合がありますので、詳細は**普通保険約款・特約**をご確認ください。

④主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

a.ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる**特約**(自動セット特約)

b.ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる**特約**(任意セット特約)

自動セット特約	地震火災費用補償特約	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、 保険の対象 が建物である場合は、当該建物が 再取得価額 の20%以上の損害を受けたとき、 保険の対象 が家財である場合は、当該家財を収容する建物が 再取得価額 の20%以上の損害を受けたとき、または家財が 再取得価額 の80%以上の損害を受けたときに 保険金 をお支払いします。
	全損時の保険金支払いに関する特約 ^(注) (注) 保険の対象が建物である場合	保険の対象 である建物が全損となった場合には、 普通保険約款 およびセットされた特約の 保険金 の算出規定にかかわらず、 保険金額 に相当する額を 保険金 としてお支払いします。
任意セット特約	日常生活賠償責任特約	日本国内において、 記名被保険者 やそのご家族等が日常生活で他人にケガをさせてしまったこと、他人のモノを壊してしまったこと、または電車等を運行不能にさせてしまったこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に 保険金 をお支払いします。
	類焼損害補償特約	保険の対象 である建物や家財から発生した火災、破裂または爆発によって近所の住宅・家財が類焼した場合に 保険金 をお支払いします。
	借家人賠償責任 拡張補償特約	被保険者 の借用する戸室からの火災等によって、借用戶室が損害を受けた場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することで被った損害に対して、 保険金 をお支払いします。
	罹災時諸費用補償特約(補償危険限定型)	火災、落雷、破裂・爆発または水災による事故の際に臨時に生ずる費用に対して 保険金 をお支払いします。
	水災支払限度額 変更特約(損害割合30%以上のみ実損払方式)	水災によって、 保険の対象 である建物または家財にそれぞれの 再取得価額 の30%以上の損害が生じた場合に 保険金 をお支払いします。 ^(注) (注) 上記以外の場合においても 保険金 をお支払いできる場合がございます。

※**特約**の詳細および記載のない**特約**については**普通保険約款・特約**をご参照ください。

⑤特約の補償重複 注意喚起情報

次表の**特約**などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる**特約**や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、**特約**の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは**保険金**が支払われない場合があります。補償内容の差異や**保険金額**をご確認いただき、**特約**の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1 契約のみに**特約**をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、**特約**の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	DAY-GO! すまい の 保 険 日常生活賠償責任特約	DAY-GO! くるま の 保 険 日常生活賠償責任特約
②	DAY-GO! すまい の 保 険 (建物のご契約)の類焼損害補償特約	DAY-GO! すまい の 保 険 (家財のご契約)の類焼損害補償特約

⑥保険金額の設定 契約概要

保険金額は、次のa.b.にご確認ください。お客さまが実際に契約する**保険金額**については、保険契約申込書の**保険金額**・支払限度額欄でご確認ください。

- a. 建物を保険の対象とする場合
再取得価額が**保険金額**を設定する時の基準となります。この**再取得価額**に約定付保割合(100%、80%、70%、60%、50%、40%、30%)を乗じた額を**保険金額**として設定していただきます。^(注1)
- b. 家財を保険の対象とする場合
再取得価額を基準として、1 □単位(1 □:50万円)で**保険金額**を設定していただきます。^(注2)

(注1) 他の保険契約等がご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した**保険金額**が再取得価額を超える場合、超過部分については保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。

(注2) 保険金額は、お客さまの所有の実態に合わせて適切な口数を設定ください。実態よりも多い口数を設定しても、その超過部分に対しては保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。

⑦保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険契約申込書の保険期間欄でご確認ください。

- 保 険 期 間:保険期間は原則1年ですが、1年を超える長期契約(5年まで)や1年未満の短期契約も可能です。^(注)
- 補償の開始:始期日の午後4時(これと異なる時刻が保険契約申込書に記載されている場合は、その時刻)
- 補償の終了:満期日の午後4時

(注) ご契約の条件によって異なります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造等によって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。なお、DAY-GO! すまいの保険では適用条件に合致すれば、保険料に対して割引が適用されます。

割引名称	適用条件	割引率
建物・家財セット割引	保険の対象として建物と家財を一保険契約申込書で契約を行う場合	家財の保険料に対して2%
築浅割引	建物の築年数が10年未満の場合	築年数、保険期間、建物所在地、補償プラン、構造級別に応じて建物の保険料に対して適用

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

ご契約の保険料は口座振替・スマホ決済払・コンビニ払の場合、キャッシュレスで払い込むことができます。保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む「一括払」と複数の回数に分けて払い込む「分割払」があります。払込方法によっては保険料が割増となる場合があります。

○：選択できます。 ×：選択できません。

払込方法・払込手段	概要	一括払	分割払	
			年払	12回払
口座振替	ご契約時にお手続きいただくことで、後日ご指定の口座から自動引き落としで保険料を払い込んでいただく方法です。	○	○	○ ^(注1) (5%割増)
スマホ決済払 ^(注2)	お客さまご自身のスマートフォン等により QR コードを読み取り、決済サイトからご契約されている決済サービスを選択し、保険料をお支払いいただく方法です。	○	×	×
直接集金	保険料を弊社に直接お支払いいただく方法です。	○	×	○ ^{(注1)(注3)} (10%割増)
コンビニ払 ^(注4)	ご契約時にコンビニ払をご選択いただくことで、後日弊社より郵送する「払込取扱票」を使って、コンビニエンスストアで保険料を払い込んでいただく方法です。	○	×	×
団体・集団扱 ^(注5)	お勤め先やご所属の団体等を通じて保険料を払い込んでいただく方法です。	○ (5%割引)	×	○

(注1) 年間保険料が30万円未満の場合に割増となります。
(注2) スマホ決済払はご契約時に即時決済できる場合のみ、ご利用が可能となります。なお、保険料の返還が生じた際には弊社からお客さまへ現金またはお客さま口座への送金によって返還いたします。また、決済サービスのポイント等による返還はできません。
(注3) 地震保険の保険料については6%の割増となります。
(注4) コンビニ払は総保険料が30万円以内のご契約に限り、ご利用が可能となります。
(注5) ご加入には所定の条件があります。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

③自動継続方式について

DAY-GO! すまいの保険の保険期間を5年(払込方法は一括払)でご契約される場合は、自動継続方式^(注1)をお選びいただけます。^(注2)初回のご契約の際に自動継続期間を設定し^(注3)、お選びいただいた自動継続の保険期間(継続方式)で自動的に継続いたします。なお、DAY-GO! すまいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく場合は、初回のご契約の際に設定した地震保険の保険期間が自動継続の保険期間となります。

(注1) 保険契約の継続に関する特約がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。
(注2) ご契約条件により、自動継続方式をお選びいただけない場合があります。
(注3) 継続期間については保険契約申込書に記入していただきます。



(注4) 自動継続最終回の保険期間が選択した継続方式の保険期間に満たない場合は端数処理をし、継続予定期間までの年数とします。
・保険契約が満了する月の前月の10日までに保険契約者または弊社から申し出ることにより、自動継続を停止することができます。
・自動継続後のご契約は、保険期間・払込方法・建物の評価額・保険金額(支払限度額)を除き、原則、継続前のご契約と同等のご契約内容で自動的に継続されます。なお、各ご契約の満期月3か月前までに自動継続後のご契約をご案内いたします。
・普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定日以降の自動継続後の補償については継続日時点の内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることや自動継続できないことがあります。

④保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料払込方法が分割払、年払の場合または「初回保険料の払込方法等に関する特約」(始期翌月払)をセットした契約については保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末^(注)までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと弊社が認めた場合には、翌々月末まで延長となります。

(4) 地震保険の取扱い

①商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報

地震保険は、DAY-GO! すまいの保険(以下、(4)において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。地震保険をご希望されない場合は、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」にフルネームでご署名(法人の場合は捺印)ください。

②保険の対象

契約概要

- a. 地震保険の対象は「居住用建物」または「家財」^(注)です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- b. 次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

●自動車
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

●その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

(注) 明記物件には地震保険はセットできません。

③補償内容

契約概要

注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	全損・大半損・小半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水		

(注)基礎、柱、壁、屋根等をいいます。
※1回の地震等^(注1)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が12兆円^(注2)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注1) 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
(注2) 2024年5月1日現在。

損害の認定基準について

④保険金をお支払いしない主な場合等

契約概要

注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

⑤保険期間

注意喚起情報

- 主契約の保険期間が1年以下の場合
主契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。
- 主契約の保険期間が2年以上の場合
1年ずつの自動継続または主契約の保険期間と同一とする長期契約があります。
- 主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約いただくこともできます。
(注) 地震保険の継続を中止しても主契約は満期まで存続しますのでご注意ください。

⑥引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

契約概要

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で千円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

地震保険の保険料割引制度について

*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受できませんのでご注意ください。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。



以下の順で説明します

STEP1

保険の対象

STEP2

補償プラン・オプション・特約

STEP3

保険金額の設定・保険料決定までの仕組み

STEP4

地震保険

STEP5

重要事項説明書



以下の順で
説明します

STEP1

保険の対象

STEP2

補償プラン・
オプション・特約

STEP3

保険金額の設定・
保険料決定までの仕組み

STEP4

地震保険

STEP5

重要事項説明書

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 注意喚起情報 (保険契約申込書の記載上の注意事項)

保険契約者、記名被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、**危険**に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険契約申込書に記載された内容のうち、☆または★がついている項目のことです。この項目が、事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがあります。保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。

告知事項	①建物または家財を収容する建物の情報 所在地、構造、用法、建物内の職作業、作業規模、 建築年月、建物所有形態	②他の保険契約等に関する情報(建物を 保険の対象 とする場合) 建物を 保険の対象 とする他の保険契約または共済契約

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、弊社宛に郵便(消印有効)または弊社ホームページ(<https://www.daidokasai.co.jp/>)経由(発信日有効)で通知ください。なお、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

●保険期間が1年以下の契約	●営業または事業のための契約
●法人または社団・財団等が締結された契約	●質権が設定された契約
●第三者の担保に供されている契約	

●クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた**保険料**はお返しいたします。また弊社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における**保険金**の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に**保険料**が払い込まれたときは、弊社が**保険料**を受領した日)から解除日までの期間に相当する**保険料**を日割にて払い込んでいただくことがあります。

〈ハガキの記載内容〉
表面〔宛先〕



900-8586

沖縄県那覇市久茂地 1-12-1
大同火災海上保険株式会社
事務サービス部
契約管理課 行

裏面〔記載事項〕

①保険契約の申込みを撤回
または契約を解除する旨の
お申し出

②保険契約者住所
③保険契約者署名
④電話番号
⑤契約申込日
⑥申込みれた保険の種類
⑦証券番号(保険契約申込書控
の右上に記載)または領収証
番号
⑧取扱代理店・扱者

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項	①建物または家財を収容する建物の構造を変更した場合	③建物または家財の所在地を変更した場合
	②建物または家財を収容する建物の用法、建物内の職作業を 変更した場合	④建物の増築、改築、一部取りこわしまたは事故による一部滅失によって 建物の 再取得価額 が増加または減少した場合

●通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解約いただくか、弊社からご契約を解除します。この場合において、弊社の取り扱う商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

①建物または家財の所在地が日本国外となった場合
②建物が居住の用に供されるものでなくなった場合
③家財のすべてを事業用(設備・什器)として使用した場合

●ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

①建物等を売却、譲渡する場合
②保険証券記載の住所を変更した場合
③ご契約後に建物または家財の価額が著しく減少した場合 等

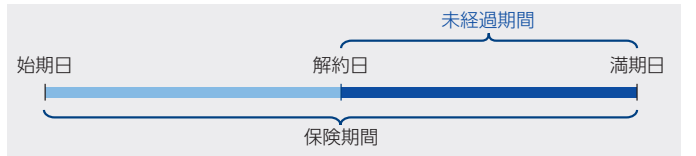
(2) 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申し出ください。実際に解約するにあたっては、弊社に対する書面による通知が必要になります。

●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の**保険料**を、解約返れい金として返還します。

●解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき**保険料**の払込状況により、追加の**保険料**をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払い込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



[水色の文字]の用語については、P15 用語のご説明 をご参照ください。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・**保険料**の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、弊社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、弊社およびグループ会社、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用の目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

弊社は本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

詳細につきましては、弊社ホームページ(<https://www.daidokasai.co.jp/>)をご覧ください。

(3) 重大事由による解除について

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

詳細につきましては、**普通保険約款・特約**をご覧ください。

・**保険契約者**または**被保険者**が**保険金**を支払わせる目的で損

害を生じさせた場合

・**被保険者**が**保険金**の請求について詐欺を行った場合

・**保険契約者**または**被保険者**が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

(4) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した**保険金**、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、**保険契約者**が個人、小規模法人(破綻時に常時雇用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には**保険金**や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による**保険金**は100%補償されます。なお、**居住用建物**またはこれに収容される家財を**保険の対象**とする地震保険の**保険金**や解約返れい金は100%補償されます。

(5) 継続契約について

弊社が、**普通保険約款・特約**、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における**普通保険約款・特約**、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や**保険料**が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、**普通保険約款・特約**に定める書類のほか、「ご契約のしおり(約款)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。



事故が発生した場合の手続き

この「重要事項説明書」に記載のない次の項目については「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。
共同保険、保険金額の調整、保険料領収証の発行および保険証券の確認、団体扱・集団扱でご契約される場合のご注意について 等

〈弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは〉

【お客さま相談センター】

お問い合わせ・ご相談  **0120-671-071** フリーダイヤル

ご不満・ご意見・ご要望  **0120-331-308** フリーダイヤル

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)

〈万が一の事故の際には〉

【事故受付センター】  **0120-091-161** (通話料無料)
FAX 098-863-5596

！ ご注意

住宅修理サービス
などのトラブルに
ご注意ください！

「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または弊社にご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。

詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

このパンフレット兼重要事項説明書はDAY-GO!すまいの保険の概要をご紹介します。詳細は普通保険約款および特約によりますが、ご契約手続、保険金のお支払条件、その他ご不明の点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。なお、詳細につきましては「ご契約のしおり」をご覧ください。

あんしん・あんぜんをご提供する3つのDAY-GO!保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、「安心」「充実」「納得」「家族」をコンセプトに、暮らし(DAY)のさまざまなリスクをカバーする総合保険として、お客さまとご家族をしっかりお守りし、充実の補償をご提供いたします。



▲くるまの保険
どんな自動車事故も
これであんしん!



▲すまいの保険
あらゆるリスクから
すまいをお守りします。



▲けがの保険
万が一のケガから
お客さまをお守りします。

Web約款およびWeb証券のご利用をおすすめしています。



「ご契約のしおり(約款)」や「保険証券」を「冊子・紙」ではなくインターネット上でご確認いただけるWeb約款およびWeb証券をおすすめしております。お申込時にWeb約款またはWeb証券を選択していただき「ご契約のしおり(約款)」または「保険証券」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ

寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。また、「Web約款」および「Web証券」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んで参ります。



申込書にてWeb約款およびWeb証券をご選択いただく。エネルギーが削減される。



紙やインク、エネルギーが削減される。



紙資源となる森林保全に貢献する。



サンゴ保全活動に寄付する。



沖縄のサンゴを育む。

詳しい情報については、弊社ホームページ(<https://www.daidokasai.co.jp/>)に掲載しています。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間:午前9:00~午後5:00
(土日・祝日および12/31~1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談  0120-671-071 (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望  0120-331-308 (お客さま相談センター)

事故受付センター

※万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

 0120-091-161 (通話料無料)
FAX 098-863-5596

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

受付時間:午前9:15~午後5:00(土日・祝日および12/30~1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

この島の損保。
大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <https://www.daidokasai.co.jp/>